

福岡県農業制度資金の手引き

CONTENTS

○各種資金一覧表（目的別）	1
○農業近代化資金	3
○日本政策金融公庫資金	5
○農林漁業災害対策資金・負債整理関係資金	6
○農業制度資金・簡単早見表	7
○借入申込みから貸付決定までの流れ	8
○資金についてのお問い合わせ先	9
○制度資金の借入れにあたっての注意点	10



「博多なす」

令和5年7月
福岡県農林水産部団体指導課

各種資金一覧表（目的別）

代表的な制度資金です。

○が付いているものは、原則として借受可能ですが、詳しくは融資機関(農協等)や農林事務所等にお問い合わせください。
(問い合わせ先はP9を参照してください。)

農業の方が農協等から資金を借り入れる場合、福岡県農業信用基金協会が、一定限度額まで無担保・無保証人で債務を保証する制度があります。資金種類や借入予定額等、制度利用には条件がありますので、詳しくは融資機関(農協等)で御相談ください。

		農業近代化資金	日本政策金融公庫資金 (詳しくは公庫にお問い合わせください。)					農林漁業 セーフティネット資金	農林漁業災害対策資金(農業)	農業経営負担軽減支援資金	備考
			(強化農業経営基盤 パラール)	経営強化育成資金	農業改良資金	青年等就農資金	認定新規就農者※3				
		認定農業者及びその他担い手※1	認定農業者	その他担い手※1	事業計画の認定を受けた者※2	認定新規就農者※3					
土地	農地の取得		○	○						※1「その他担い手」とは？ ① 認定新規就農者※3 ② 農業所得が総所得の過半を占める者又は農業粗収益が200万円以上の者(法人にあつては1,000万円以上) ③ 目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者 ④ 上記①～③及び認定農業者の経営主以外の農業者 ⑤ 上記①～④及び認定農業者を主たる構成員とする任意団体(経営体育成強化資金を除く) ⑥ 一定の要件を満たす集落営農組織 ⑦ 農業参入法人(農業近代化資金、経営体育成強化資金のみ)	
	農地の賃借(賃借権の取得・賃借料)	○	○	○	○	○					
	農地の改良	○	○	○	○	○					
施設・農機具	農業機械の取得	○	○	○	○	○					
	農業用施設の改良・造成・取得(ハウス等の建設)	○	○	○	○	○					
	農産物の加工施設建設	○	○	○	○	○					
	施設・機械の賃借料	○	○	○	○	○					
作目の導入・育成と畜産	果樹等永年性作物の植栽や育成	○	○	○	○	○				※2「事業計画の認定を受けた者」とは？ ① 農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等 ② 農商工等連携促進法、米穀新用途利用促進法の認定を受けた生産者または、製造業者等(中小企業者に限る。) ③ 六次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者(中小企業者に限る。) ④ みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等	
	家畜の購入や育成	○	○	○	○	○					
	品種の転換	○	○	○	○						
	肥料・農薬等の運転資金	○	○	○	○	○					
生活環境改善	特定農家住宅の改良・取得	○									
	農業集落排水施設の設置	○							農業基盤整備資金(日本政策金融公庫資金)での対応も可能		
担い手育成	農業に関する研修	○								※3「認定新規就農者」とは？ 新たに農業経営を営もうとする青年等※4であつて市町村から青年等就農計画の認定を受けた者 ※4「青年等」とは？ ① 原則として18歳以上45歳未満、特定の知識・技能を有する者で65歳未満の者、またはこれらの者が役員を占める法人 ② 農業経営を開始してから一定期間(5年間以内)のものを含み、認定農業者を除く	
	パソコン等の導入	○	○	○		○					
負債整理	負債整理		○	○					○		
災害	施設の災害復旧	○	○							原則、風水害、震災等の天災に限る(公庫資金)	
	農地の災害復旧	○	○								
	経営資金						○	○			
融資機関		農協、信連、銀行等	公庫、信連、農協、銀行等					農協	農協等	※農業改良資金に係る認定中小企業者等の資金用途については、別途公庫、農林事務所、普及指導センター等にお問い合わせください。	

農業近代化資金

営農規模を拡大したり、営農を継続するために、農協や銀行などから、低利な資金を調達できます。

- 〈貸付対象者〉
- ① 認定農業者
 - ② 認定新規就農者
 - ③ 農業参入法人
 - ④ 主業農業経営者
 - ⑤ 継続的農地利用者等
 - ⑥ 家族農業経営者
 - ⑦ 集落営農組織等
 - ⑧ 農業を営む任意団体
 - ⑨ 農業協同組合
 - ⑩ 農業協同組合連合会
 - ⑪ その他法人等

- ◆ ①～⑧ 個人施設
- ◆ ⑨～⑪ 共同利用施設



令和5年6月19日現在

貸付対象事業		貸付利率 (年)	貸付限度額	償還期間 (うち据置期間)
● 畜舎、果樹棚、農機具その他農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得	施設機械資金 (1号資金)	認定農業者の特例 ※1	個人農業者 1,800万円 特定の要件を満たす場合は2億円まで可。 ただし、認定農業者の特例が利用できるのは 1,800万円 まで。	① 認定農業者 償還期間: 15年以内 (据置期間: 7年以内) ② 認定新規就農者 償還期間: 17年以内 (据置期間: 5年以内) ③ その他の農業者 償還期間: 15年以内 (据置期間: 3年以内) ※上記の期間は原則で、資金用途により償還期間は異なります。
● 果樹、茶その他の永年性植物の植栽又は育成	果樹等植栽育成資金 (2号資金)			
● 乳牛その他の家畜の購入又は育成	家畜購入育成資金 (3号資金)	上記以外 0.70%	法人等 2億円 ただし、認定農業者の特例又は集落営農組織等の特例が利用できるのは 3,600万円 まで。	
● 事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧	小土地改良資金 (4号資金)	県の重点資金については、貸付金利1/2。 また、JAバンクの利子補給を受けられる場合があります。 ※2	融資率 ・認定農業者が借り入れる場合… 100%以内 ・上記以外の場合は… 80%以内	
● 農地に賃借権等を設定する際の権利金 ● 農機具等の借り賃の支払等	長期運転資金 (5号資金)			
● 診療施設、水道施設、託児施設、研修集会施設等の改良、造成又は取得	農村環境整備資金 (6号資金)	※3		
● 農村における給排水施設の改良、造成又は取得 ● 特定農家住宅の改良、造成又は取得 ● 水田利用の内水面養殖施設の改良、造成又は取得	大臣特認資金 (7号資金)			

※1…認定農業者に係る貸付利率の水準は農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の貸付利率と同水準となります。

※2…詳しくはP4を参照してください。

※3…国、県及び市町村の補助を受ける事業については利子補給を行わないため、貸付利率は基準金利となります。

— 県の重点資金に関する特例金利について —

園芸農業等に関する資金について、貸付金利が一般の農業近代化資金の1/2に軽減される措置があります。

◆対象となる資金

- ① 園芸農業（市町村等が重点的に振興する品目に限る）に関する資金
- ② 減農薬・減化学肥料栽培及び有機農業に取り組む場合に必要な機械等の整備に係る資金
- ③ バイオマスの利活用に必要な施設整備に係る資金
- ④ 家畜排泄物処理に必要な畜産公害防止のための機械等の整備に係る資金
- ⑤ 畜産近代化のための施設の整備に係る資金



— JAバンク福岡による農業近代化資金支援措置について— (令和5年度)

◆利子補給

対象者	補給対象期間内にJAから対象資金の借入れを行った者で、JAグループの地域営農ビジョンに基づく取組みとしてJAの推薦を受けた者
対象資金	農業近代化資金（当初借入金額が100万円以上であること）
対象期間	借入日の5年後の応当日まで
補給内容	最大利子補給率：1.00%（ただし、補助残融資に限り、県利子補給率＋最大1.00%を利子補給）
留意事項	・令和5年4月1日から令和6年3月31日までに借り入れ、上記対象者の条件を満たす者 ・借入期間中に延滞をしていない者

◆保証料助成（実質負担無し）

対象者	対象期間内にJAから対象資金の借入れを行った者
対象資金	農業近代化資金等
対象期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
助成内容	対象期間内に対象資金を借り入れ、その際に福岡県農業信用基金協会に支払う保証料について全額を一括前払いで負担された者に限る（後日、負担額を助成する）

日本政策金融公庫資金

主なものに、農業経営基盤強化資金(スーパーL)、青年等就農資金、農林漁業セーフティネット資金等があります。

セーフティネット機能を発揮し、担い手の経営改善を支援します。

資金の種類	貸付対象事業	貸付利率(年)	貸付限度額	償還期間(うち据置期間)
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)(認定農業者向け)	①農地、施設、機械等の取得費 ②長期運転資金	0.30～0.70% ※1 ※2	個人 3億円 法人 10億円 ※特認等の適用により増加	25年以内(10年以内)
青年等就農資金(認定新規就農者向け)	①施設、機械等の取得費 ②長期運転資金	無利子	個人・法人 3,700万円 特認 1億円	17年以内(5年以内)
農林漁業セーフティネット資金(農業)	①災害による被害 ②法令に基づく処分や行政指導による経済的損失 ③社会的または経済的環境の変化による経営状況の悪化	0.30～0.65% ※1	一般 600万円 ※3、※4 ※特認 年間経営費等の6/12以内(ただし、簿記記帳を行っており、特に必要と認められるとき)	15年以内(3年以内)
経営体育成強化資金(その他担い手向け)	①農地、施設、機械等の取得費 ②長期運転資金 ③償還負担の軽減	0.70% ※1	次のa.b.c.の範囲内でかつその合計額が下記以内 個人等 1.5億円 法人等 5億円 が上限 a.前向き投資資金:貸付を受ける者の負担する額の80% b.再建整備資金 個人 1,000万円 法人 4,000万円 ※特認等の適用により増加 c.償還円滑化資金 経営改善期間中に支払われるべき既往借入金等負債の支払金の合計額	25年以内(3年以内)
農業改良資金(事業計画の認定を受けた者(P2の※2参照)※5)	①新たな農業部門の開始 ②新たな加工事業の開始 ③農産物または加工品の新たな生産方式の導入 ④農産物または加工品の新たな販売方式の導入	無利子	個人 5,000万円 法人 1.5億円	12年以内(3年以内) ※据置期間は最長5年までの特例措置あり

※1 …利率は令和5年6月19日現在です。金利情勢により変動しますので、最新の利率は、下記の公庫HPをご確認ください。

※2 …認定農業者のうち、TPP、日EU・EPA及び日米貿易協定による新たな国際環境の下で、規模拡大、輸出等の攻めの経営展開に取り組む者等が借り入れる場合、貸付当初5年間は0%となる場合があります。

※3 …新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への特例として、①国の利子助成による貸付当初5年間の実質無利子化、②貸付限度額の引上げ(一般:1,200万円、特例:年間経営費等の12/12以内)、③実質無担保・無保証人、④融資契約に係る印紙税非課税の各措置がございします。(各措置毎に適用期限あり)

※4 …ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた方への特例として、①融資限度額の追加(別枠で600万円(特認:別枠で年間経営費等の12分の6)、②国の利子助成による貸付当初5年間の実質無利子化、③実質無担保・無保証人の各措置がございします。(各措置毎に適用期限あり)

※5 …県の農業改良措置(貸付資格)の認定を受けることが必要です。

**日本政策金融公庫資金は、この他にもあります。
詳しくは、公庫福岡支店にお問い合わせください。**



貸付金利情報などは公庫HPでもご覧いただけます。

<http://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html>

農林漁業災害対策資金(農業)

自然災害の被害を受けた農林漁業者の方のための資金です。

令和5年6月19日現在

貸付対象事業	貸付対象者	貸付利率(年)	利子助成等の対象となる貸付限度額	償還期間(うち据置期間)
暴風雨、豪雨等の災害等により農作物等に被害を生じた場合、又は新型コロナウイルス感染症により影響を受けた場合に利用できます。	災害等により損失を受けた農林漁業者	特別災害: 資金発動時に決定 一般災害: 0.30%	※500万円	・公庫資金 償還期間:15年以内 (据置期間:3年以内) ・農協等資金 償還期間:7年以内 (据置期間:3年以内)

※貸付限度額は公庫資金と農協等資金の合計額です。

負債整理関係資金

既債務の負担を軽減するための借換資金です。

令和5年6月19日現在

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	貸付利率(年)	貸付限度額	償還期間(うち据置期間)	融資機関
農業経営負担軽減支援資金	営農負債(制度資金にあつては、貸付利率が年5%以下のものを除く)の借換に必要な資金	負債の償還が困難となっている農業者 ※別途、要件あり	0.70%	営農に必要な資金を借りたために生じた負債の残高	原則 償還期間:10年以内 (据置期間:3年以内)	農協等
経営体育成強化資金(償還負担軽減資金)	〈再建整備資金〉 営農負債(制度資金を除く)の整理に必要な資金 〈償還円滑化資金〉 農業制度資金の円滑な支払いに必要な資金	農業を営む者 ※別途、要件あり	0.70%	個人 1,000万 法人 4,000万 経営改善期間中に支払われるべき既借入金等負債の合計額	償還期間:25年以内 (据置期間:3年以内)	日本政策金融公庫

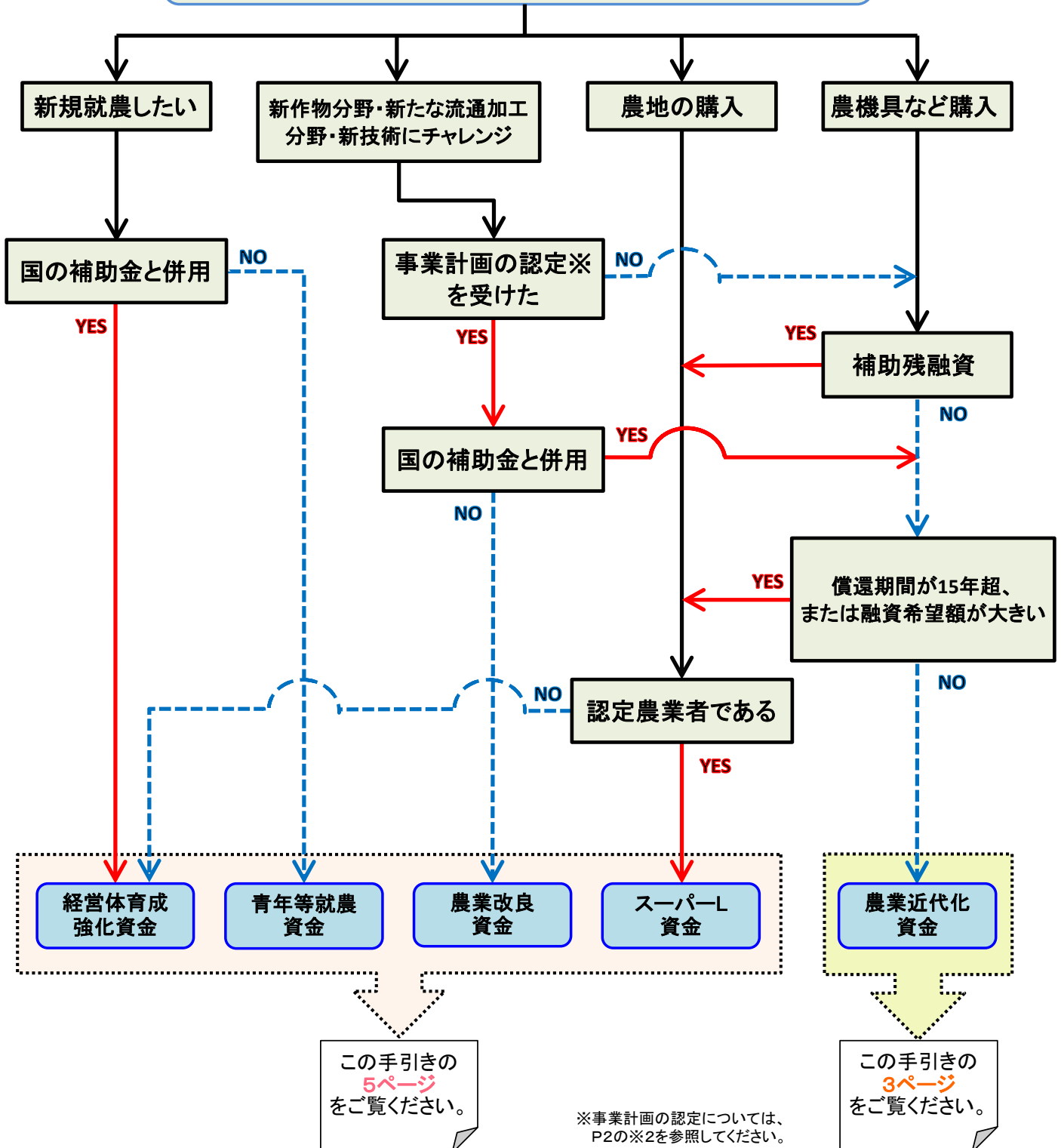
※経営体育成強化資金(償還負担軽減資金)は、農業経営負担軽減支援資金では対応が困難な場合に貸し付けられる資金です。



農業制度資金・簡単早見表

～こんなときは、こんな資金がおすすめ！～

農業制度資金を利用したい！

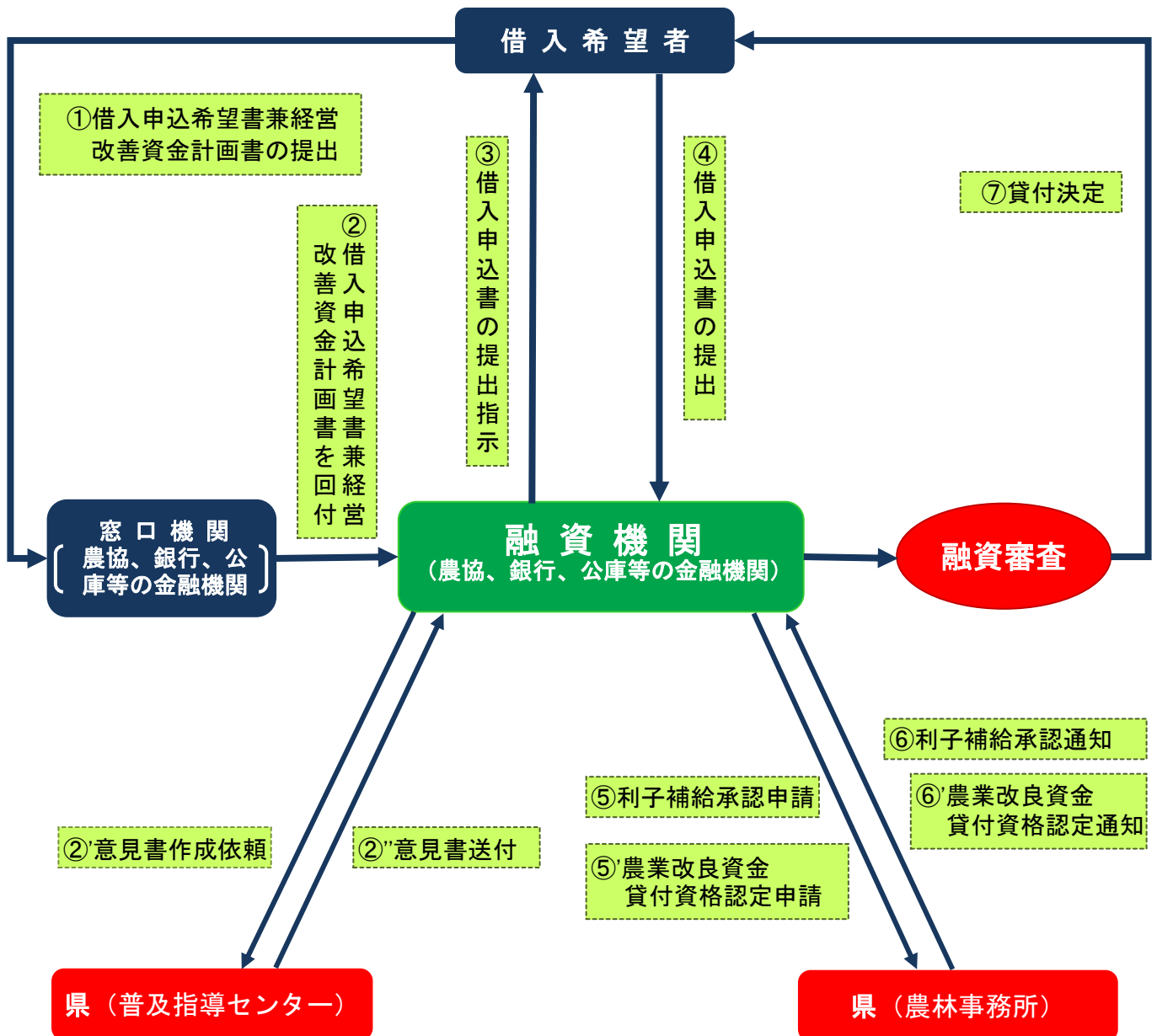


借入申込みから貸付決定までの流れ

○農業近代化資金

○日本政策金融公庫資金(農業経営基盤強化資金・経営体育成強化資金・農業改良資金・青年等就農資金)

農業経営改善資金の借入申込みから貸付決定までの一般的な流れです。具体的な手続きについては、資金によって異なりますので、融資機関や市町村、農林事務所等にお尋ねください。



注: ②'及び②''は、認定新規就農者が資金を借り入れる場合に必要な手続きです。

注: ⑤及び⑥は、農業近代化資金を借り入れる場合に必要な手続きです。

注: ⑤'及び⑥'は、農業改良資金を借り入れる場合に必要な手続きです。

資金のご利用をお考えの皆様へ

このパンフレットには代表的な制度資金のみ掲載していますので、実際の借入をご希望の場合には、株式会社日本政策金融公庫福岡支店、各地の農業協同組合・市町村の農業担当課、農林事務所等にまず御相談ください。

資金に関する問い合わせ先一覧

最寄りの農協

JA一覧表で
確認できます。



<http://www.jabankfukuoka.or.jp/link/index.html>

市町村担当課

お住まいの地域の役場・市役所に、「**農業制度資金の利用のことで・・・**」
とお問い合わせください。

株式会社日本政策金融公庫福岡支店

092-451-1780

農林事務所	担当課・係	電話
福岡農林事務所	農業振興課農産・金融係	092-735-6124
朝倉農林事務所	農業振興課農産・金融係	0946-22-3179
八幡農林事務所	農山村・農業振興課農産・金融係	093-601-8852
飯塚農林事務所	農業振興課農産・金融係	0948-21-4954
筑後農林事務所	農業振興課農産・金融係	0942-52-5107
行橋農林事務所	農業振興課農産・金融係	0930-23-0383

その他、お近くの
**普及指導
センター**へ

農業制度資金については、
福岡県ホームページ
にも掲載しています。



福岡県HP
「テーマから探す」

しごと・産業・観光

農業

補助事業・
制度資金

一般情報
「相談コーナー
農業制度資金の
ご案内」

福岡県ホームページ

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

制度資金の借入れにあたっては、次の点にご注意ください。

① 事業計画等の作成

制度資金を借入れる際は、経営改善資金計画などの事業計画を作成する必要があります。資金の必要な時期を考慮し、早めに必要書類の作成に取りかかり、時間に余裕を持って手続きを進めてください。

② 事前着工はできません

貸付決定前に事業を行っていたり、すでに事業が完了していたりする場合については、原則、貸付対象となりません。

③ 制度資金の併用はできません

同一の融資対象事業に2つ以上の制度資金を併用することはできません。



④ 融資の可否について

融資にあたっては、融資機関が計画内容、計画及び返済の実行可能性等につき審査を行い可否を判断します。

⑤ 目的外使用はできません

制度資金は、当初に計画した事業の支払い以外の用途に使用することはできません。

⑥ 償還期間（据置期間）について

各資金ごとに定められた償還期間（据置期間）は、貸付対象施設等の耐用年数や貸付対象事業の効果、収益力などを考慮して設定されます。なお、据置期間中は利息のみの支払いとなります。

⑦ 計画の変更について

当初の計画を変更する場合は、必ず事前に融資機関に相談し、直ちに所定の手続きを行ってください。

⑧ 経理状況について

事業の経理状況を明確にするために、資金の借入れ、支払いについては、自己資金を含め借入者名義の別口座（利息のつかない口座）を開設してください。

また、事業にかかる支払いは、原則、口座振替で行い、領収書等関係書類については償還終了まで大切に保管しておいてください。

⑨ 事業が完了したら

事業完了後、実績報告が必要な資金はすみやかに実績報告書を提出し、実績事業費の減少によって貸付額が貸付限度額を上回ることになった場合は、繰上償還等所定の手続きを行ってください。

MEMO

発行日：令和5年7月

編集発行者：福岡県

連絡先：福岡県農林水産部団体指導課

〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

TEL：092-643-3480

FAX：092-643-3484